○国土交通省告示第四百四十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第三号及び第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十五年四月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録番号　補・第14―㈡号
二　登録養成施設の名称　広島工業大学専門学校
三　変更後の学科又は学科に相当するものの名称　土木工学科
四　変更年月日　平成二十五年四月一日
二　登録番号　補・第15―㈡号
二　登録養成施設の名称　札幌工科専門学校
三　変更後の登録養成施設の長の氏名　横田　潤一
四　変更年月日　平成二十五年四月一日

○国土交通省告示第四百五十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の十一の規定により、養成業務の全部の廃止の届出があったので、同法第五十一条の十九第三号の規定により、公示する。

平成二十五年四月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一一　養成業務を廃止した登録養成施設設置者の名称　国土交通省
二　養成業務を廃止した登録養成施設の名称　海上保安学校
三　養成業務を廃止した登録養成施設の別　測量士補養成施設
四　養成業務を廃止した者の登録番号　補・第2―㈡号
五　養成業務を廃止した者の住所　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
六　廃止した養成業務の範囲　養成業務の全部
七　養成業務廃止年月日　平成二十五年四月一日
二一　養成業務を廃止した登録養成施設設置者の名称　学校法人愛和学園
二　養成業務を廃止した登録養成施設の名称　専門学校都市デザインカレッジ愛和
三　養成業務を廃止した登録養成施設の別　測量士補養成施設
四　養成業務を廃止した者の登録番号　補・第8―㈡号
五　養成業務を廃止した者の住所　愛知県名古屋市名東区神里二丁目一六八番地
六　廃止した養成業務の範囲　養成業務の全部
七　養成業務廃止年月日　平成二十五年三月三十一日
三一　養成業務を廃止した登録養成施設設置者の名称　一般財団法人全国建設研修センター
二　養成業務を廃止した登録養成施設の名称　札幌理工学院
三　養成業務を廃止した登録養成施設の別　測量士補養成施設
四　養成業務を廃止した者の登録番号　補・第10―㈡号
五　養成業務を廃止した者の住所　東京都小平市喜平町二丁目一番二号
六　廃止した養成業務の範囲　養成業務の全部
七　養成業務廃止年月日　平成二十五年三月三十一日

○気象庁告示第四号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月十八日

気象庁長官　羽鳥　光彦

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第13505号	風車型風速計の感部（デジタル型のもの）（微風速）　ＷＳ―ＢＮ６Ｍ	東京都目黒区自由が丘１丁目22番３号	株式会社日本エレクトリック・インスルメント	平成25年3月27日

○東北地方整備局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四十七号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
仙台市宮城野区日の出町二丁目三番二七から宮城県黒川郡富谷町富谷字源内一一番一まで	前	Ａ　二三・五〇～二八〇・〇〇メートル Ｂ　二三・五〇～三七五・〇〇　一一・七五〇キロメートル	一四・四〇〇	Ａ・Ｂ及びＣは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ａ　二三・五〇～二八〇・〇〇 Ｂ・Ｃ　二三・五〇～三七五・〇〇	一四・四〇〇 一三・二九四	

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四号及び四十七号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県黒川郡富谷町富谷字源内六一番一から同町富谷字源内一一番一まで	前	二六・二五～九二・五八メートル	〇〇・一一三キロメートル
	後	二六・二五～一〇六・〇九	

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県刈田郡蔵王町字古川五二番一から同町宮字二坂二六番四まで	前	一七・〇六～八四・七二メートル	二・一〇〇キロメートル
	後	三〇・〇〇～一〇二・九一	二・一〇〇

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所